

## 山元町監査告示第1号

地方自治法第199条第7項の規定により財政援助団体の監査を行ったので、その結果を次のとおり公表する。

平成30年8月28日

山元町監査委員 淀川 昭  
山元町監査委員 岩佐 哲也

### 財政援助団体監査の結果について

地方自治法第199条第7項の規定に基づき財政援助団体の監査を実施したので、その結果を同条第9項の規定により、下記のとおり報告します。

#### 記

- 1 日 時 平成30年8月 7日(火) 午前9時30分～10時05分  
平成30年8月27日(月) 午前9時30分～10時15分
- 2 場 所 役場仮庁舎 第3委員会室
- 3 対 象 (1) 山元町社会福祉協議会補助金  
(2) 山元町シルバー人材センター運営補助金
- 4 監査の着眼点
  - ・事業計画書、予算書に基づいた執行がなされているか。
  - ・補助金は効率的に運用されているか。
  - ・会計帳票類が適正に処理されているか。
- 5 監査結果及び意見
  - (1) 山元町社会福祉協議会補助金  
補助金の交付目的及び事業内容は適正に執行されている。
  - (2) 山元町シルバー人材センター運営補助金  
補助金の交付目的及び事業内容は適正に執行されている。